



# 建築計画概要書等が 窓口自動交付機で取得可能になります

— 北部・南部どちらの事務所でも市内全域の物件が取得いただけます —

さいたま市では、より便利に各種書類を取得いただけるよう、建築関係証明書等を端末より閲覧・交付ができる「窓口自動交付機」の運用を開始します。

## 稼 動 日

令和8年 3月16日 (月) から

## 設 置 場 所

大宮区役所 6階 北部建設事務所 (建築指導課・建築審査課)

中央区役所 別館 2階 南部建設事務所 (建築指導課・建築審査課)

## 交 付 対 象

- ・建築計画概要書
- ・道路位置指定図の写し
- ・定期調査報告概要書
- ・索引簿

- ・処分等の概要書
- ・建築台帳記載事項証明書
- ・定期検査報告概要書

※一部交付対象外の物件もございます。

## ■ ご利用のメリット

- ポイント1 北部・南部どちらの事務所でも、市内全域の物件が取得できます。
- ポイント2 窓口の混雑を避け、スムーズに証明書を受け取れます。
- ポイント3 キャッシュレス決済※に対応し、便利にご利用いただけます。  
※お支払いは窓口での対応となります。  
※クレジットカード、電子マネー、バーコード決済がご利用いただけます。

## 事前に利用登録いただけます

ご利用には利用登録が必要です。スムーズにご利用いただくために、事前登録をお願いします。登録はQRコードから。



事前登録期間：令和8年1月5日～1月31日まで

※一度ご登録いただければ、次回以降はIDの入力のみでご利用いただけます。

※システム登録の都合上、事前登録期間は上記期間内となります。

※事前登録期間以降は、初回利用時に窓口自動交付端末よりご登録いただけます。

## 【お問い合わせ】

さいたま市 建設局 建築部 建築行政課 TEL：048-829-1533

FAX：048-829-1982

